

12 む す び

本市の下水道事業会計に関する財政状況については、概ね次の(1)及び(2)のとおりと分析される。

地方公営企業法の全部を適用した企業会計となって3年目となった。当年度は、会計制度の見直しにより、財務諸表の表示や決算書の記載内容の一部が変更となったため、前年度とは単純比較できないが、経営状況が、より現実的な決算となった。

(1) 損益勘定

当年度の損益の状況を見ると、営業損益では438,557,597円の損失となっているが、営業外損益で446,065,515円の利益を計上したことにより、特別利益、特別損失を含めた当年度の純利益は、前年度と比較して11,668,110円(71.7%)減の4,595,161円となっている(P30)。

処理区域内人口は下水道整備に伴い前年度と比較して408人(1.6%)増の25,540人となった(P28)。下水道使用料は前年度と比較して、消費税増税の影響もあり10,132,797円(3.1%)増の342,171,950円となったが、事業の進捗状況からも今後大幅な増加は見込めない(P46)。また、制度見直しにより営業外収益(長期前受金戻入)が増となったが、営業費用の減価償却費と相対するものであることから、実質的な増ではない。さらに、収入の約半分を占める他会計負担金・補助金は、そのほとんどが雨水処理費負担金や分流式下水道に要する経費の補助金など一定のルールによって繰り入れされる、いわゆる基準内繰入金で、これも大幅な増加を見込めるものではない。

一方、費用については今後も、建設改良に伴う減価償却費や施設の老朽化に伴う修繕料の増加などが見込まれていることから、次年度以降についての純利益の計上は、難しい状況にある。

(2) 貸借対照表勘定

貸借対照表を見ると、会計制度の見直しにより、「負債」が大幅な増となり、「資本」は、大幅な減となった(P33)。

これは、「資本」の(借入資本金)に計上されてきた企業債や(資本剰余金)に計上されてきた国庫補助金等が、「負債」へ計上されることとなったため、「負債」の大幅な増、「資本」の大幅な減となっている。

このことにより、現実的な資金繰りが極端に悪化しているということではないが、前述のとおり損益勘定が厳しい状況にあり、今後も建設改良事業等の増加に伴い企業

債が増加していくこととなれば、当然に資金繰りも更に厳しい状況になることが予想される。

以上のような財政状況を踏まえ、特に次の事項について留意されたい。

(3) 個別留意事項

① 企業債について

これまで進めてきた建設改良事業の結果、企業債の当年度末残高は 11,289,710 千円となっている。当年度の償還元金(542,274 千円)は、下水道使用料収入(317,910 千円)の約 1.7 倍の金額となっており、経営を圧迫する要因となっている(P37)。

償還元金に対しては、減価償却費や当年度純利益が、その償還財源に充てられることが一般的であるが、本年度は、減価償却費が増となったことにより償還元金を賄うことができた。

110 億円以上の企業債残高には一般会計で負担すべき雨水処理等の費用も含まれるため、下水道事業会計で持つべき実質的な償還額は少なくなると思われるが、現に経営を圧迫している要因となっていることから、事業経営にあたっては、今後の償還予定に加え、資金繰りの状況等も把握したうえで、その前提となる整備計画等建設改良事業の十分な精査が望まれる。

② 下水道事業整備計画について

26 年度の整備面積は 767.64ha で、前年度に比較して 40.52ha (5.6%) の増となり、全体計画 1,763.1ha に対する整備率は 43.5%となっている (P28)。

現在の事業計画は、26 年度で終了し、27 年度から新たな計画となるが、より効率的な事業実施に努めることはもちろん、人口の推移、経営状況の予測等も十分に考慮のうえ実施されたい。

また、国の指導のもと今後 10 年間に集中的に事業投下される「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が公表され、新たな「能代市生活排水処理整備構想」の策定を進めて、整備箇所及び事業費を検討しているところであるが、前述のとおり人口推移、経営状況の予測等、十分に考慮されたい。

③ 下水道使用料等の収入率と不納欠損処分について

下水道使用料の徴収事務については、水道事業に委任しているが、今後も十分な連携を図りながら、新たな未収金発生防止に努められ、未納者に対しては、負担の公平性を欠くことのないよう、徴収の強化に取り組まされたい。

また、下水道使用料の不納欠損処分が多くが無届転居によるものであることから、水道事業と連絡を密にし、申し込み時の説明を十分に行うなど、抑制に向けた対策を講じられたい。

受益者負担金については、受益者間の平等な負担という観点から継続した取り組みを行いながら、収入率の向上に努められたい（P38）。

(4) 総 括

当年度は会計制度の見直しにより、営業費用の増加や負債の増加などの影響のため流動比率や現金比率、営業収支比率など財務比率等が、前年度に比較して大幅に低下し、損益計算書、貸借対照表といった財務諸表においても経営状況はさらに厳しい状況におかれていることが明らかとなった。

収益については、使用料収入、他会計負担金とも大きな伸びを見込める状況にはなく、施設の老朽化による修繕料や企業債償還金、減価償却費など、増加要因が多いことから、厳しい財政状況が続くことが懸念される場所である。

また、下水道事業は、市民の安全で快適な生活環境を確保するうえで重要な役割を担っている公共事業であると同時に「収益費用対応の原則」を基本理念として運営されるべき公営企業であることも忘れてはならない。雨水処理費用や分流式下水道に要する経費など公費で負担すべき費用を除いた汚水処理に係る費用については、受益者負担の原則に沿った事業運営に努めていかなければならないものとする。

このような状況を踏まえ、将来を見据えた健全な経営が図られるよう、財政計画、経営のあり方など早急に検討し、所要の対策を講じていくことが肝要である。